

# 光市記者発表資料

令和5年12月13日

件名	令和6年4月1日からの(仮称)広域生活交通路線及び循環生活交通路線の運賃案に対する意見募集について
内容	<p>このことについて、下記のとおり運賃案に対する意見を募集します。</p> <p>1 趣旨</p> <p>現在運行している「防長バス(光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩経由兼清)」及び「ひかりぐるりんバス(光駅～光市役所前～光駅)」の代替として、令和6年4月1日から(仮称)広域生活交通路線(光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩経由兼清)及び循環生活交通路線(光駅～光市役所前～光駅)の運行を検討しています。</p> <p>については、それぞれの新たな運賃案について、道路運送法第9条第4項に基づく光市地域公共交通協議会の協議を行うため、予め同法第9条第5項に基づき住民、利用者、その他利害関係のある公共交通事業者からのご意見を募集します。</p> <p>2 意見を提出できる人</p> <p>(1) 光市に住所がある方</p> <p>(2) 防長バス(光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩経由兼清)、ひかりぐるりんバスを利用されている方</p> <p>(3) 当該路線に利害関係のある公共交通事業者</p> <p>3 意見を募集する路線の運賃案</p> <p>(1) 資料1 「(仮称)広域生活交通路線(光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩経由兼清)の運賃案」</p> <p>(2) 資料2 「(仮称)循環生活交通路線(光駅～光市役所前～光駅)の運賃案」</p> <p>意見募集期間中は、ホームページのほか、担当課、情報公開総合窓口(市役所1階受付)、大和支所、総合福祉センター「あいばーく光」(福祉総務課)、地域づくり支援センター、各出張所及びコミュニティセンター(伊保木、光井、中島田、塩田、東荷)にて閲覧することができます。</p> <p>4 提出様式</p> <p>運賃案とともに備え付けています「様式1」をご利用ください。なお、この様式はホームページからもダウンロードできます。</p> <p>また、住所、氏名(ふりがな)、意見の対象とする路線とその内容が記入されていれば、この提出様式によらなくても意見等を提出することができます。</p> <p>5 提出方法</p> <p>(1) 窓口提出…公共交通政策課、総合案内所、大和支所、総合福祉センター(あいばーく光)、地域づくり支援センター、各出張所</p> <p>(2) 郵送…〒743-8501 光市中央六丁目1番1号 光市役所公共交通政策課</p> <p>(3) FAX…0833-72-1587</p> <p>(4) 電子メール…kotsu@city.hikari.lg.jp</p> <p>6 提出期間</p> <p>令和5年12月13日(水)13時から令和5年12月20日(水)17時15分まで。※窓口提出の場合は、開庁時間内(平日8時30分から17時15分まで)となります。</p>
問合せ先	
	担当課 都市政策部公共交通政策課公共交通政策係 担当者 小枝 淳志 電話 0833-72-1420

# 令和6年4月1日からの（仮称）広域生活交通路線及び 循環生活交通路線の運賃案に対する意見募集について

## 1 募集の趣旨

現在運行している「防長バス（光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩經由兼清）」及び「ひかりぐるりんバス（光駅～光市役所前～光駅）」の代替として、令和6年4月1日から（仮称）広域生活交通路線（光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩經由兼清）及び循環生活交通路線（光駅～光市役所前～光駅）の運行を検討しています。

については、それぞれの新たな運賃案について、道路運送法第9条第4項に基づく光市地域公共交通協議会の協議を行うため、予め同法第9条第5項に基づき住民、利用者、その他利害関係のある公共交通事業者からのご意見を募集します。

当該路線の運賃についてご意見のある方は、「4. 提出様式」及び「5. 提出方法」をご参照のうえ、令和5年12月20日（水）17時15分までにご提出ください。

なお、提出された住所、氏名などの個人情報公表することはありません。また、個々のご意見に対して、直接回答はいたしません。

## 2 意見を提出できる人

- 1 光市に住所がある方
- 2 防長バス（光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩經由兼清）、ひかりぐるりんバスを利用されている方
- 3 当該路線に利害関係のある公共交通事業者

## 3 意見を募集する路線の運賃案

資料1 「（仮称）広域生活交通路線（光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩經由兼清）の運賃案」

資料2 「（仮称）循環生活交通路線（光駅～光市役所前～光駅）の運賃案」

意見募集期間中は、市ホームページのほか、担当課、情報公開総合窓口（市役所1階受付）、大和支所、総合福祉センター「あいぱーく光」（福祉総務課）、地域づくり支援センター、各出張所及びコミュニティセンター（伊保木、光井、中島田、塩田、東荷）にて閲覧することができます。

## 4 提出様式

運賃案とともに備え付けの「様式1」をご利用ください。なお、この様式はホームページからもダウンロードできます。

また、住所、氏名（ふりがな）、意見の対象とする路線とその内容が記入されていれば、この提出様式によらなくても意見等を提出することができます。

なお、意見内容は、できるだけ具体的にご記入ください。意見の主旨が不明なものは、意見として取り扱うことが難しい場合があります。

## 5 提出方法

提出方法	場 所	あ て 先
1 窓口提出	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共交通政策課（市役所2階）</li><li>・情報公開総合窓口（市役所1階）</li><li>・大和支所</li><li>・総合福祉センター（あいぱーく光）</li><li>・地域づくり支援センター</li><li>・各出張所</li></ul>	(担当課) 光市役所 都市政策部 公共交通政策課
2 郵送	〒743-8501  光市中央六丁目1番1号	
3 FAX	0833-72-1587	
4 電子メール	<a href="mailto:kotsu@city.hikari.lg.jp">kotsu@city.hikari.lg.jp</a>	

※ コミュニティセンターへの提出はできません。

## 6 提出期間

令和5年12月13日（水）13時から

令和5年12月20日（水）17時15分まで

※窓口提出の場合は、開庁時間内（平日8時30分から17時15分まで）  
となります。

## 7 問合せ先（担当課）

光市役所 都市政策部 公共交通政策課

電 話 0833 (72) 1420

F A X 0833 (72) 1587

電子メール [kotsu@city.hikari.lg.jp](mailto:kotsu@city.hikari.lg.jp)

**資料1 (仮称) 広域生活交通路線 (光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩經由兼清) の運賃案について**

1. 運賃案

○運賃の設定方針と支払方法

運行予定経路 (3. 参考 (運行予定経路図) 参照) を3つのエリアに分けて、同一エリア内で乗降する場合は大人200円、複数のエリア間で乗降する場合は、2エリア間では大人400円、3エリア間では大人600円とします。  
 支払い方法は、現金または回数券とします。なお、ICOCAなど交通系ICカードでの支払いはできません。

大人運賃 (中学生以上)		降車エリア		
		周南エリア	周防エリア	市役所前～島田駅 エリア
乗車 エリア	周南 エリア	200円	400円	600円
	周防 エリア	400円	200円	400円
	市役所前 ～島田駅 エリア	600円	400円	200円

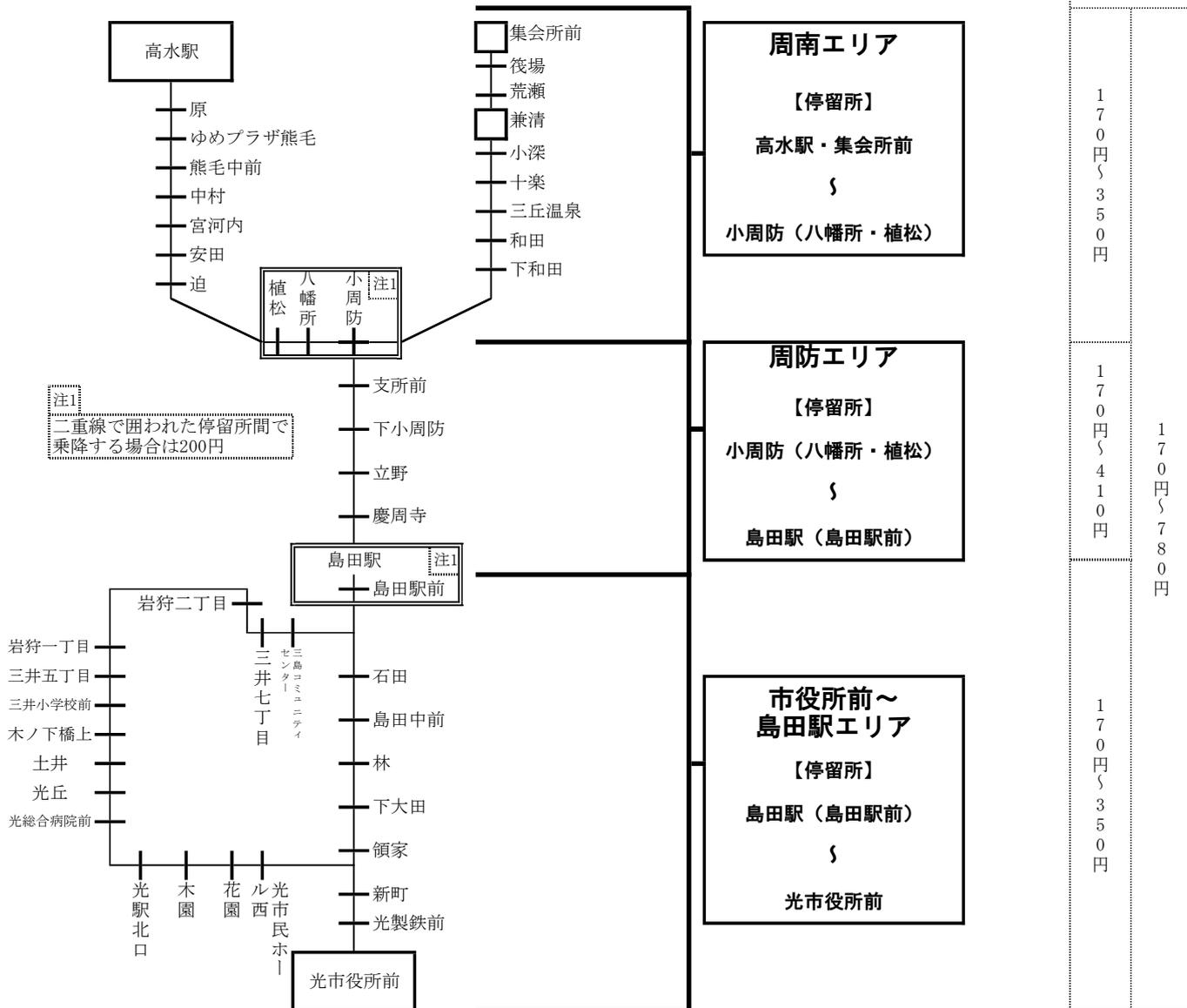
小人 (小学生以下)	大人運賃の半額	
幼児 (1歳以上小学校就学前)	保護者が同伴する場合、 一人目は無料。 二人目から小人運賃。	
乳児 (1歳未満)	無料	
身体障害者手帳を保持する者 療育手帳を保持する者 精神障害者保健福祉手帳を保持する者 介護人が介護のために乗車するとき ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳または障害者手帳アプリ 「ミライロID」を提示すること。 ※運賃の割引が重複する場合、いずれか一 種類の割引を適用。	大人運賃または 小人運賃の半額	
回数券 200円券11枚綴り	2,000円	
回数券 100円券11枚綴り	1,000円	

(留意点) 反復継続的に割引が実施されるもの (ノーマイカーデー等での半額割引等) の場合、反復して適用します。

2. 補足事項

- 運行経路 現在運行している「防長バス (光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩經由兼清)」と同様の運行経路 (次項参照) を予定しています。
- 運行車両 ワンボックス車 (旅客定員9名) による運行を予定しています。
- 運行ダイヤ 運行事業者との調整により、今後決定します。

3. 参考 (運行予定経路図)



## 資料2 (仮称) 循環生活交通路線 (光駅～光市役所前～光駅) の運賃案について

### 1. 運賃案

○運賃の設定方針と支払方法

現在運行している「ひかりぐるりんバス」と同様の運賃とします。

支払いは、現金または回数券とします。なお、ICOCAなど交通系ICカードでの支払いはできません。

大人 (中学生以上)	200円	身体障害者手帳を保持する者 療育手帳を保持する者 精神障害者保健福祉手帳を保持する者 介護人が介護のために乗車するとき ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者手帳アプリ「ミライロID」を提示すること。 ※運賃の割引が重複する場合、いずれか一種類の割引を適用。	大人運賃または 小人運賃の半額
小人 (小学生以下)	大人運賃の半額		
幼児 (1歳以上小学校就学前)	保護者が同伴する場合、一人目は無料。二人目から小人運賃。		
乳児 (1歳未満)	無料		
		回数券 200円券11枚綴り	2,000円
		回数券 100円券11枚綴り	1,000円

(留意点) 反復継続的に割引が実施されるもの(ノーマイカーデー等での半額割引等)の場合、反復して適用します。

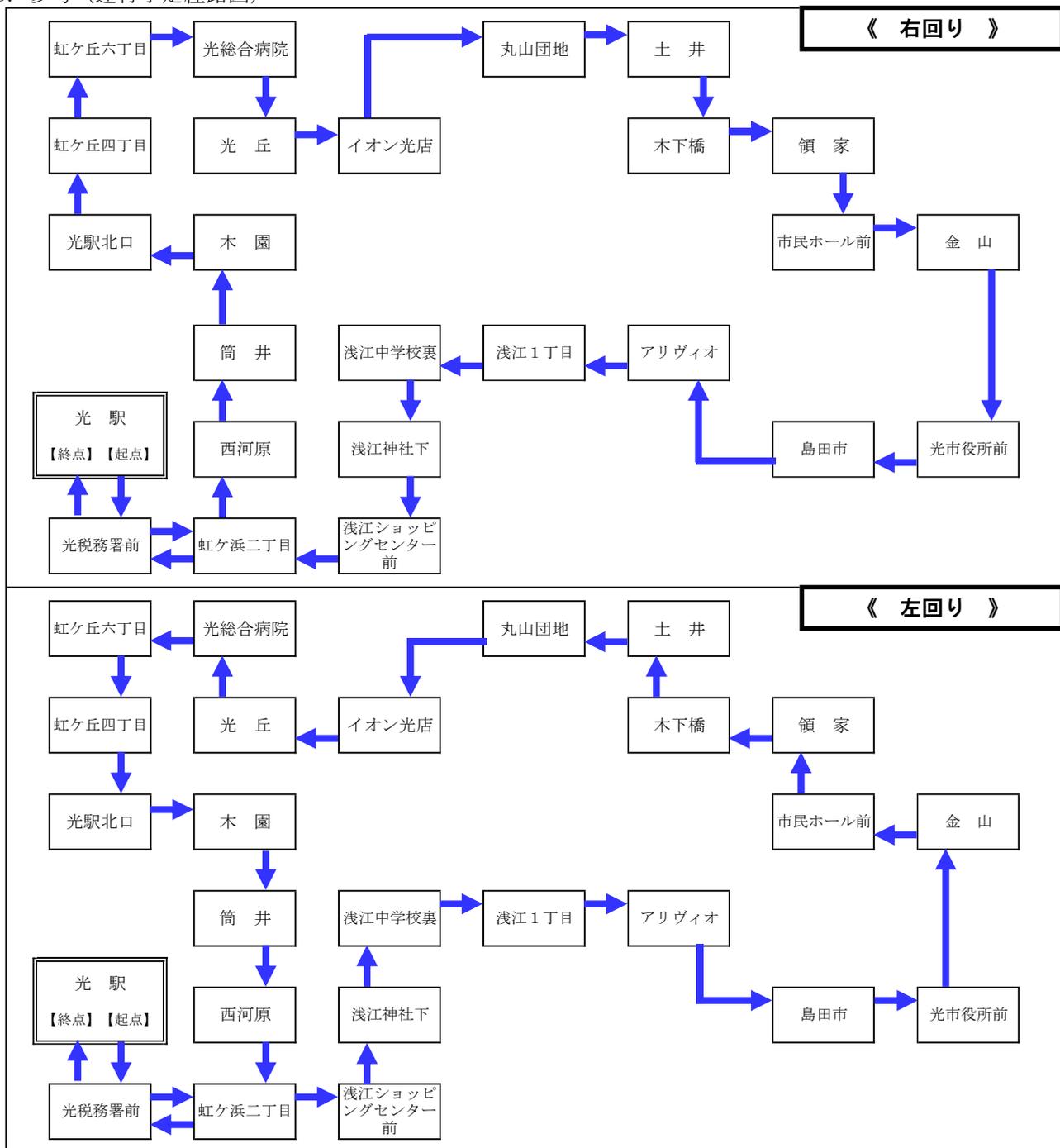
### 2. 補足事項

○運行経路 現在運行している「ひかりぐるりんバス」と同様の運行経路(次項参照)を予定しています。

○運行車両 ワンボックス車(旅客定員13名)による運行を予定しています。

○運行ダイヤ 運行事業者との調整により、今後決定します。

### 3. 参考(運行予定経路図)





## 道路運送法

### 第二章 旅客自動車運送事業

#### (一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

**第九条** 一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調つたときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調つたときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の国土交通省令で定める運賃及び料金を定めるときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 国土交通大臣は、第三項若しくは第四項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（第三項又は第四項の運賃等にあつては、第二号又は第三号）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。

二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を經營する者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。